

# 第10次 粉じん障害防止総合対策について

空気中に浮遊する粉じん（土ぼこりや金属の粒など）を長期間吸入することによって、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失う病気をじん肺と言います。

じん肺は根本的な治療方法がないことから、予防が最も重要です。粉じんが発生する職場の作業環境の改善、呼吸用保護具の適切な使用、健康管理を適切に実施することが求められます。

粉じん障害防止総合対策は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年以降、法令の周知・徹底及びじん肺法との一体的運用を図るため、9次に渡り推進してきました。その結果、じん肺新規有所見労働者（全国）は、昭和55年の6,842人から令和4年の101人まで大幅に減少しています。

今後も粉じん対策を徹底し、健康障害を防止しましょう！

## 重点事項

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ じん肺健康診断の着実な実施
- ④ 離職後の健康管理の推進
- ⑤ 岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業に係る粉じん障害防止対策



# 事業者が重点的に講ずべき措置の概要

## 1 呼吸用保護具

### 粉じん保護具着用管理責任者の選任

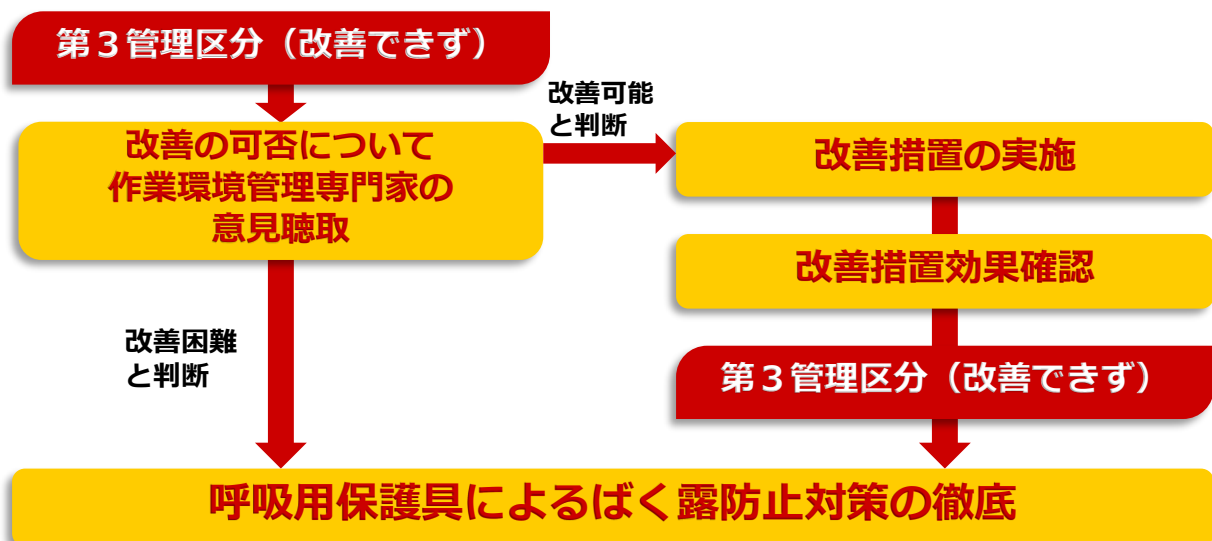
- ▶ 「粉じん保護具着用管理責任者」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任しましょう。
- ▶ 粉じん保護具着用責任者は、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事します。（令和5年5月25日付け基発第0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」等）
- ▶ 顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された**保護具アドバイザー**に相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保しましょう。

### 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

- ▶ **電動ファン付き呼吸用保護具**は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されます。
- ▶ 電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行いましょう。

### 改正省令に関する対応（R6.4.1施行）

- ▶ 令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられたことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具着用等を行いましょう。



## 2 ずい道等建設工事対策

### ガイドラインに基づく対策の徹底

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（改正令和3年4月1日施行）は、事業者が実施すべき事項と関係法令のうち重要なものを一体的に示しています。

ずい道等建設工事を実施するときは、本ガイドラインを活用して、粉じんの発散を抑制するための措置、換気、粉じん濃度測定、労働衛生教育の実施、有効な粉じん保護具の使用の計画を策定しましょう。

#### ガイドラインの主な内容

- ① 粉じん対策に係る計画の策定
- ② ずい道等の掘削等作業主任者の職務
- ③ 粉じん発生源に係る措置
- ④ 換気装置等による換気の実施等
- ⑤ 粉じん濃度等の測定
- ⑥ 有効な呼吸用保護具の使用
- ⑦ 粉じん濃度等の測定等の記録
- ⑧ 労働衛生教育の実施

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12521.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html)

### 健康管理対策の推進

#### ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

- ・ じん肺健康診断の結果を踏まえて、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行いましょう。

#### イ 健康管理システム

- ・ ずい道等建設労働者は、就業先の変更が多い状況から、健康管理が適切に行えないことを防止するため、健康情報等一元管理システムの登録について、労働者本人の同意を得て取組を進めましょう。

#### ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

- ・ 「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け、基発第70号）に基づく健康管理教育を推進しましょう。
- ・ じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について、強く働きかけましょう。

### 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

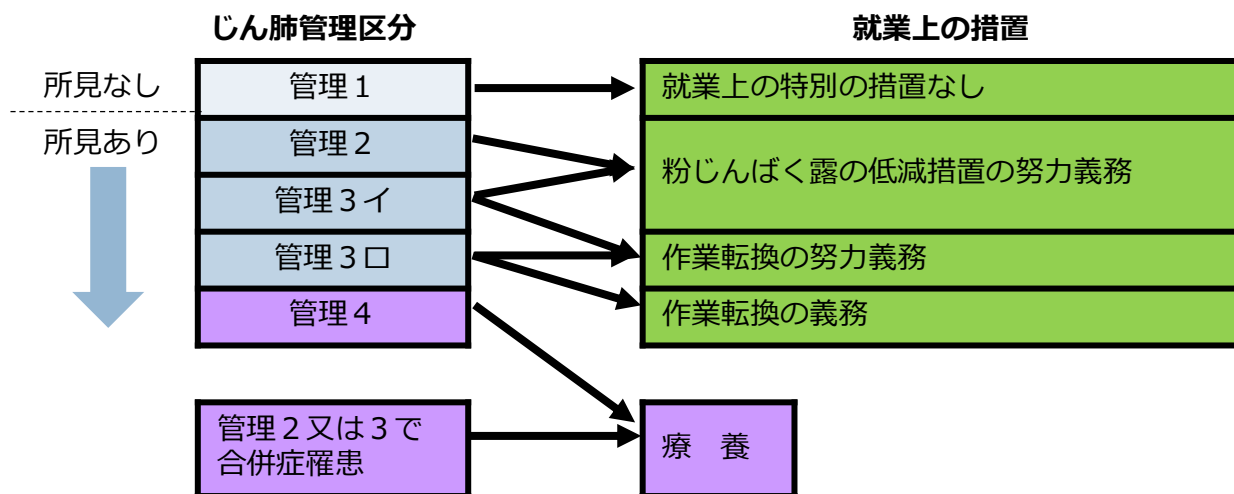
元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行いましょう。

### 3 じん肺健康診断

- じん肺法に基づくじん肺健康診断（所見なしの者は3年以内ごとに一回、所見ありの者は1年以内ごとに一回）を実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年、所轄の労働基準監督署に提出しましょう。
- 労働者の粉じん作業職歴は可能な限り記載し、記録の保存を確実に行いましょう。

#### 「じん肺」に関する措置

じん肺の所見ありの者に対しては、下図のように「じん肺管理区分」に応じた「就業上の措置」が必要です。



### 4 離職後の健康管理

- 離職時に、じん肺法に基づく「離職時健康診断」を実施しましょう。
- じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付しましょう。（ガイドブックは厚生労働省HP、労働局・労働基準監督署から入手可能です。）
- 禁煙を働きかけましょう。
- 離職により事業者の管理から離れることから、雇用期間内に受けたじん肺健康診断結果証明書の写し、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供しましょう。

### 5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業等

事業者は、①アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、②金属等の研磨作業、③屋外における岩石・鉋物の研磨作業又はばり取り作業、④屋外における鉋物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策について、以下の必要な措置を引き続き実施しましょう。

- (1) 局所排気装置等による作業環境の改善
- (2) 作業環境測定の実施と結果に基づく措置の徹底
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な着用の推進
- (4) 労働衛生教育の推進 など